

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 令和3年度固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少し厳しい経営環境にある中小企業者などに対して、令和3年度課税の事業用資産に係る固定資産税の課税標準額を軽減します。

◆対象者

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が、前年同期と比べて30%以上減少している中小企業者など

※対象となる中小企業者等の詳細については役場税務課までお問い合わせください

◆軽減対象

設備などの償却資産および事業用家屋に対する固定資産税

※土地および事業以外に使用している家屋（居宅、店舗併用住宅の居宅部分等）は除く

◆軽減割合

事業収入の減少割合	課税標準額の軽減割合
30%以上50%未満の減少	2分の1
50%以上の減少	全額



南阿蘇村HP

◆申請の手順

1 認定経営革新等支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士、商工会などのことをいう。）に会計帳簿などを提供し、「課税標準の特例に関する申告」（以下「申告様式」）に証明をもらってください。詳細については申告様式をご確認ください。

※申告様式は、役場税務課及び南阿蘇村ホームページより取得をお願いいたします。

2 証明を受けた申告様式に下記の必要事項を記入し、認定経営革新等支援機関などに提供した書類と同じもの（コピー可）を添付して役場税務課へ提出してください。

（1）令和2年2月から10月までの連続する3カ月間の事業収入が、どれだけ減少したかわかる書類

（2）対象建物における事業専有割合がわかる書類

◆申請期間

令和3年1月4日から令和3年2月1日まで

〈問い合わせ〉税務課 TEL (67) 2703、中小企業庁固定資産税等の軽減相談窓口 TEL0570 (077) 322

税務課からのお知らせ

税務証明書申請の本人確認について



南阿蘇村では、村税に関する諸証明事務および公簿などの閲覧に際し、統一かつ迅速な処理並びに、なりすましによる虚偽申請や事件などを未然に防ぎ、村民の皆さまの個人情報保護をさらに強化するため、税務証明書申請などの際に本人確認をおこなっています。税務証明書などを申請する際は、本人確認書類の提示をお願いします。郵便請求をする際は、本人確認書類の写しの添付をお願いします。

①本人確認の方法

運転免許証など、本人確認となる書類の提示をお願いします。

②代理人申請の場合

本人からの依頼により、代理人が証明の申請をする場合は、委任状が必要となります。

委任状は、依頼者本人が自署し、押印され委任内容が記載されたものです。

併せて代理人について、本人確認となる書類の提示をお願いします。

税務関係申請書のダウンロード

委任状のほか各種様式は南阿蘇村のホームページからもダウンロードできます。



税務関係申請書の
ダウンロード

〈問い合わせ〉税務課 TEL (67) 2703